附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第三（第四十六条第二項関係）

別記様式第三（第四十六条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

令和　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　宛

氏名

令和　　年　　月　　日付けの総合法律支援法第４８条において準用する独立行政法人通則法第５０条の７第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

支援センターにおける地位	変更前	
	変更後	
離　職　予　定　日	変更前	
	変更後	
再　就　職　予　定　日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第四（第四十六条第三項関係）

別記様式第四（第四十六条第三項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

令和　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　宛

氏名

令和　　年　　月　　日付けの総合法律支援法第４８条において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第５０条の７第１項の規定による届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。

別記様式第三（第四十六条第二項関係）

別記様式第三（第四十六条第二項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　宛

氏名

平成　　年　　月　　日付けの総合法律支援法第４８条において準用する独立行政法人通則法第５０条の７第１項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

支援センターにおける地位	変更前	
	変更後	
離　職　予　定　日	変更前	
	変更後	
再　就　職　予　定　日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第四（第四十六条第三項関係）

別記様式第四（第四十六条第三項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出
（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　あて

氏名

平成　　年　　月　　日付けの総合法律支援法第４８条において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第５０条の７第１項の規定による届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。